

火葬場・斎場建設に伴う発注支援等業務

委託仕様書

令和5年7月

大和郡山市

第1章 総 則

第1節 業務名称

火葬場・斎場建設に伴う発注支援等業務

第2節 業務委託期間

契約締結日～令和6年3月31日

第3節 計画対象区域

奈良県大和郡山市九条町 1051 清浄会館

第4節 仕様書の適用

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、大和郡山市（以下「本市」という）と協議・決定の上、受託者の責任において履行するものとする。

第5節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、下記事項を適用する他、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を守らなければならない。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律
- (2) 都市計画法及び同法施行令
- (3) 建築基準法及び同法施行令
- (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (5) 内線規程（電気技術基準調査委員会編）
- (6) 消防法及び同法施行令
- (7) 大気汚染防止法及び同法施行令
- (8) 悪臭防止法及び同法施行令
- (9) 騒音規制法及び同法施行令
- (10) 振動規制法及び同法施行令
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行令
- (12) 労働安全衛生法及び同法施行令
- (13) 公害対策基本法及び同法施行令
- (14) その他関係する法令等
- (15) 火葬場施設基準に関する研究

第6節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は受託者が行うものであるが、現在、本市が所有し、かつ、貸与でき得ると判断した資料については、貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上で本市に提出し、業務完了と共に返納するものとする。

第7節 機密の保持

受託者は、業務上知り得た全ての情報について、本市の承認を得ず他に提供してはならない。また、個人情報の保護に努めなければならない。

委託にあたっては、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

第8節 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び本市が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意を持ってこれにあたり、遅滞なく本市に助言、報告をしなければならない。

第9節 議事録

受託者は、打合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出するものとする。

第10節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けなければならない。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 着手届 | 1部 |
| (2) 工程表 | 1部 |
| (3) 技術者等届 | 1部（資格者証、雇用証明書類含む） |
| (4) 納品書 | 1部 |
| (5) 完了届 | 1部 |
| (6) 請求書 | 1部 |

第11節 技術者の配置

本業務は、設計施工一括発注方式による新火葬場の整備事業の発注支援業務等であるため、業務全般に渡り「経済性・人的資源・情報・安全・社会環境管理」総合的に精通した管理技術者と個々の専門知識を有する担当技術者を配置すること。

技術者の配置にあたっては、下記の専門要件を満たす技術者を配置し、各々直接雇用をしている自社の社員であること。また、止むを得ない事情を除いては、原則資格要件の例外は認めないものとし、担当技術者間での兼務は可能とする。

- (1) 管理技術者：技術士（総合技術管理部門—衛生工学）
- (2) 照査技術者：技術士（機械部門）
- (3) 担当技術者：①生活環境影響調査担当 技術士（環境部門：環境影響評価）
 - ②都市計画関係担当 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③発注支援担当
 - ・火葬炉設備担当 技術士（衛生工学部門又は技術士補—衛生工学）
 - ・土木建築担当 一級建築士及び一級土木施工監理技士 各 1 名
 - ・電気設備担当 一級電気工事施工管理技士

第 12 節 工 程

受託者は、業務工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、本市と協議の上、承認を受けなければならない。

第 13 節 成果品の審査

受託者は、業務完了時に本市の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては、訂正しなければならない。

第 14 節 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

第 15 節 業務の内容

本業務の内容及び範囲については、本仕様書「第 1 章 総則」、及び、「第 2 章 業務内容」によるものとする。

第 16 節 留意事項

業務遂行に際して、官地、民地及び施設への立入りが必要となる場合は、該当施設等の管理者及び地域住民との紛争を絶対に起こしてはならない。

また、これに伴い受託者の責によって支払わなければならない費用が生じた場合には、受託者がこれを負担するものとする。

第 17 節 疑 義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、本市に照会し、本市の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第18節 成果品

受託者は業務完了に際し、成果品を次の通り提出するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 生活環境影響調査報告書（A4 版ファイル） | 5 部 |
| (2) 都市計画決定に関する図書類（A4 版ファイル） | 5 部 |
| (3) 発注支援業務報告書（A4 版ファイル） | 5 部 |
| (4) 上記成果品電子データ（CD-ROM） | 1 式 |
| (5) 本市が指示する書類等 | 1 式 |

第2章 業務内容

第1節 生活環境影響調査報告書作成業務

生活環境影響調査は、本市が建設を予定する新火葬場施設の稼働等により、周辺の生活環境に及ぼす影響について予測・評価し、それらの結果を環境保全のための措置とあわせて明らかにするものであり、環境保全の見地から適正であるか否かの判断材料とする。

影響の予測については、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により行うこととするが、それが困難な項目については同種の事例からの類推等により行うこと。

影響の評価については、生活環境影響調査項目（大気質）の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮し行うこと。

1. 地域概況の把握

本市における地域概況について、既存の文献や資料等により解析し、把握を行うこと。

2. 環境保全目標

環境保全目標は、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について客観的に判断すること。特に大気質について、人の健康及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準を定め、人の健康または生活環境への影響等に関する既存の科学的見地やデータを基に、環境保全目標を定めること。

- 調査事項の整理
- 環境影響要因の抽出（大気質）
- 環境保全目標の設定

3. 予測・評価

大気質について、施設の供用が周辺環境に及ぼす影響の予測にあたっては、シミュレーション、数値計算や文献資料等から行う。予測対象時期は、施設の稼働開始年次とする。

環境に及ぼす影響の分析及び評価は、予測結果を環境基準値、及び、環境保全目標値に照らし合わせて行うこと。

4. 生活環境影響調査報告書作成

前項までの検討結果や本市との協議に内容に基づき、生活環境影響調査報告書を作成すること。

第2節 都市計画決定に関する図書類の作成業務

受託者は、火葬場整備に関する基本構想等の資料を基に、関係法令を遵守し、都市計画法に規定する都市計画施設の申請（新規）に必要な図書の作成及び手続き（公聴会、広告・縦覧、都市計画審議会等）の補助を行うと共に審議会に必要な図書、資料も併せて作成すること。

1. 都市計画決定図書類の作成

新火葬場の都市計画決定についての画素案を作成すること。

- ①計画概要書
- ②計画書（理由書）
- ③生活環境影響調査のまとめ
- ④添付図面

総括図（縮尺 1/25,000以上）

計画図（縮尺 1/2,500）

参考図面の作成

（現況図、公図、求積図、配置図、平面図、断面図、立面図、処理フロー図等）

2. 関係機関提出協議

計画案の公告、縦覧に関する対応補助を行うこと。また、都市計画決定図書 公告・縦覧終了後、必要に応じた修正を行い、都市計画決定図書類を取り纏めると共に、必要に応じて都市計画審議会等の関係機関への対応補助を行うこと。

第3節 発注支援業務

1. 基本条件の検討

新火葬場の建設にあたっては、設計施工一括発注方式を予定しており、その事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル発注方式により決定する。

本市が要求する事項を満たす施設とするために本業務では、技術的並びに経済的見地から、新施設建設に関する基本的条件について整理し、工事発注に必要な各仕様等について検討を行うこと。

(1) 機械設備仕様

本市が貸与する、昨年度までに策定された基本計画等に基づき、火葬炉に関する仕様について、仕様の検討を行うこと。

- ・計画に関する基本的事項
- ・火葬能力
- ・火葬方式
- ・公害防止基準

- 運転管理
- 維持管理
- 安全衛生管理
- 性能保証
- 各火葬炉設備工事仕様
- 電気計装工事仕様
- 設計計算内容
- 機械工事費の設定
- 工事工程の設定

(2) 土木建築工事仕様

機械設備仕様に基づき、土木建築工事仕様を検討すること。

仕様の検討にあたり、参加業者の提案書作成に必要となる基本的な設計図面等の作成を行うこと。

- 施設配置
- 動線計画
- 計画に関する基本的事項
- 土木建築工事仕様
- 基本設計図等添付書類
- 土木建築工事費の設定
- 既設解体工事
- 工事工程の設定

2. 見積仕様・工事仕様書の作成

前節において検討した内容及び本市が貸与する資料に基づき、施設の維持管理・運営状況及びその内容を十分に把握した上で見積仕様を作成すること。

また、この見積仕様書に基づき、本市の指示する火葬炉メーカー等より見積図書類を徴収すること。

(1) 火葬状況の確認

過去の火葬場の利用実態並びに本市の貸与する関係書類等から火葬炉設置工事における要求事項を確認し、設定すること。

(2) 機械・土木建築仕様の確認（既設解体工事を含む）

(3) 維持管理・運営（運転）内容の確認

施設の管理運営（運転）に関する状況を確認し、十分に把握しておくこと。

- 運転管理体制
- 電力、用水、燃料等の用益費
- 維持補修に関する事項
- その他本市と協議の上で必要とした事項

(4) 見積仕様書作成及び事業費の検討

本工事の事業費を算出するため、上記検討事項に基づき、見積仕様書を作成し、複数者から見積図書類を徴収した上で事業費の検討及び工事仕様と工程の精査等を行うこと。

(5) 工事仕様書の作成

先に徴収した見積図書類に基づき、火葬場整備事業に関する工事仕様、工事工程の確定及び工事費の予算編成に関する資料の作成を行うこと。

3. 募集要項等の作成

公募型プロポーザル発注方式による事業者選定にあたり、参加意思のある事業者を募集するための条件について資格審査案を作成し、過不足がないかを本市と十分協議・確認した上で募集要項（入札公告関係資料）としてまとめること。

(1) 対象とする事業者の検討

本事業に最も適した公募すべき事業者について検討すること。

- ・火葬炉メーカー単体
- ・土木建築会社単体
- ・建設共同企業体（火葬炉メーカー及び土木建築会社等によるJV）

(2) 募集要項及び様式集の作成

本事業への参加希望業者に配布する募集要項及び参加表明に関する様式集を作成すること。

(3) 評価基準項目の検討及び比較検討書の作成

参加事業者から提出された提案書における技術的評価及び経済的評価の基準項目を検討し、本市と協議の上で作成すること。

(4) 質疑回答書の作成

参加事業者からの募集要項及び工事仕様書に関する質疑等について、その回答書案を作成すること。

4. 総合評価審査調書等の作成

参加事業者から提出される提案書の技術的・経済的効果の比較検討を行い、本市及び業者選定審査委員会等の指示に従い、各種資料の取りまとめを行うこと。

(1) 審査調書のまとめ

参加事業者から提出された提案書について、技術的評価及び経済的評価の基準項目に基づいて総合的な評価を行い、本市に報告すること。

(2) 総合評価決定後のまとめ

提案書の評価の結果、見積価格及び評価値のまとめ、優先交渉者とならなかった者の苦情申立等に対する説明資料の作成等を行うこと。

(3) その他本市の指示する書類の作成

5. 事業者選定に係る委員会運営補助

本市では、事業者選定審査委員会（仮称）を設置し、その委員会において、発注仕様書や業者選定等に係る事項について、協議・検討及び評価を行う予定である。

この委員会では、コンサルタントとしての専門的見地から火葬場整備や運転管理等についての情報や資料を収集し、委員会に提供するとともに、委員会において審査調書に基づき検討された事項について取りまとめを行うこと。

(1) 委員会の構成（予定）

- ①本業務担当コンサルタント
- ②事務局（本市担当者）

(2) 開催頻度

開催日程等については、受注後に事務局と協議の上で決定するものとするが、概ね4回程度を予定している。

(3) 内 容

- ①委員会資料の作成・編集
- ②委員会への出席
- ③議事録の作成
- ④まとめ（報告書作成）
- ⑤その他本市の指示する事項

—以 上—